

指定居宅介護サービス事業利用重要事項説明書

あなたに対する指定居宅介護サービス事業利用提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業所の名称	白石共立病院 通所リハビリテーション
事業所所在地	佐賀県杵島郡白石町大字福田1296
法人の種別	医療法人
事業所代表者氏名	医療法人静便堂 理事長 沖田 光紀
電話番号	0952-84-6060
FAX番号	0952-84-6711

2. 御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
居宅	通所リハビリテーション	平成11年10月22日	4111610954号	40人
	介護予防通所リハビリテーション	平成18年04月01日	4111610954号	
	訪問看護	平成12年04月01日	4111610954号	
	訪問リハビリテーション	平成12年04月01日	4111610954号	
	居宅療養管理指導	平成12年04月01日	4111610954号	
	訪問看護ステーション 菜の花	平成14年10月01日	4161690047号	
	介護予防訪問看護S 菜の花	平成18年10月01日	4161690047号	
居宅介護支援事業		平成11年08月13日	4111610954号	35人

3. 事業の目的及び運営方針

<ol style="list-style-type: none">1 要介護状態又は要支援状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。3 通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行います。4 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日まで。ただし国民の休日、当法人の夏季休暇期間、年末年始休暇期間を除く。
営業時間	午前8時00分～午後5時00分まで

5. 職員の職種、人数及び職務内容

職員職種	員数	区分	職務内容
医師	1～	(常勤・管理者 と兼務)	通所リハビリテーションスタッフ管理 事業の調整等
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士	3～	(常勤・専従)	通所リハビリテーション事業の提供
看護職員	2～	(常勤・専従)	・健康管理 全身状態の観察、バイタル測定
介護職員	5～	(常勤・専従)	・リハビリテーション (個別訓練、基本動作・ADL 訓練等)
社会福祉士	1～	(常勤・兼務)	・介護的ケア (食事状況・服薬・排泄等の確認等)
管理栄養士	1～	(常勤・専従)	・口腔機能向上、栄養ケア計画策定、 摂食嚥下指導等

6. 通所リハビリテーション（介護予防・介護給付）サービスの提供方法及び内容

計画の作成	通所リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、医師の指示書、ケアプランおよび利用者の希望に沿って作成する。
問い合わせ又は 利用申し込み方法	通所リハビリテーションの提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受け付ける。
提供拒否の禁止	正当な理由なく通所リハビリテーションの提供を拒否はしない。
サービス提供困難 時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、他の通所リハビリテーション業者等の紹介その他の必要な措置を講じる場合がある。
受給資格等の確認	通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証（資格者証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させて頂く。
要介護認定申請に 係る援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行う。 ・ 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。

7. 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	白石町、江北町、大町町、旧北方町、小城市、鹿島市
---------	--------------------------

8. 利用料及びその他の費用

(1) 介護予防通所リハビリテーション費（要支援1・2のご利用者様）

要支援1		1割負担	2割負担	3割負担
	介護予防通所リハビリテーション費	2268円	4536円	6804円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ1	88円	176円	264円
	科学的介護推進加算	40点	80点	120点
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1ヵ月の単位数の総計に6.6%乗じて算出した単位		
	合計	2554円	5108円	7662円
	1年後 ^(注1)	2426円	4852円	7278円

要支援2		1割負担	2割負担	3割負担
	介護予防通所リハビリテーション費	4228円	8456円	12684円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ2	176円	352円	528円
	科学的介護推進加算	40点	80点	120点
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1ヵ月の単位数の総計に6.6%乗じて算出した単位		
	合計	4737円	9474円	14211円
	1年後 ^(注1)	4481円	8962円	13443円

注1 利用開始から1年後もしくは要介護から要支援へ変更後1年後

※食事料金は1食につき600円です。 ※入浴料金は1回につき500円です。

(2) 介護給付通所リハビリテーション費（要介護1～5の利用者様）

① 基本料金（通常規模型リハビリテーション費） 1回につき

介護度	負担割合	利用時間					
		1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7
要介護1	1割	369	383	486	553	622	715
	2割	738	766	972	1106	1244	1430
	3割	1107	1149	1458	1659	1866	2145
要介護2	1割	398	439	565	642	738	850
	2割	796	878	1130	1284	1476	1700
	3割	1194	1317	1695	1926	2214	2550
要介護3	1割	429	498	643	730	852	981
	2割	858	996	1286	1460	1704	1962
	3割	1287	1494	1929	2190	2556	2943
要介護4	1割	458	555	743	844	987	1137
	2割	916	1110	1486	1688	1974	2274
	3割	1374	1665	2229	2532	2961	3411
要介護5	1割	491	612	842	957	1120	1290
	2割	982	1224	1684	1914	2240	2580
	3割	1473	1836	2526	2871	3360	3870

②加算料金

		1割	2割	3割	
①-1 リハビリテーションマネジメント加算 21		593/月	1186/月	1779/月	
①-2 リハビリテーションマネジメント加算 22 ^{注2)}		273/月	546/月	819/月	
①-3 リハビリテーションマネジメント加算 31		793/月	1586/月	2379/月	
①-4 リハビリテーションマネジメント加算 32 ^(注2)		473/月	946/月	1419/月	
①-5 リハビリテーションマネジメント加算 4		270/月	540/月	810/月	
②リハビリテーション提供体制加算	利用時間	3～4	12/回	24/回	36/回
		4～5	16/回	32/回	48/回
		5～6	20/回	40/回	60/回
		6～7	24/回	48/回	72/回
③サービス提供体制強化加算 (I)		22/回	44/回	66/回	
④理学療法士等体制強化加算(1時間以上2時間未満利用者)		30/回	60/回	90/回	
⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院日・認定日より3ヶ月間)		110/回	220/回	330/回	
⑥重度療養管理加算 (胃ろう、喀痰吸引等の処置が必要な要介護3～5の利用者)		100/回	200/回	300/回	
⑦入浴介助加算Ⅱ		60/回	120/回	180/回	
⑧送迎減算(送迎を行わない利用者) /片道		47減	94減	141減	
⑨科学的介護推進体制加算		40/月	80/月	120/月	
⑩退院時共同指導加算		600/初月	1200/初月	1800/初月	
⑪口腔機能向上加算(Ⅱ)イ ※月2回まで算定可能		155/回	310/回	465/回	
⑫介護職員処遇改善加算		1カ月の単位数の総計に6.6%乗じて算出した単位			

(注2)同意日(利用開始日もしくは要支援から要介護へ変更日)より6ヶ月は①-1、①-3。

7ヶ月以降は①-2、①-4を請求する。 ※食事料金については1食につき600円です。

9. 苦情申立先

(院内窓口) 医療福祉相談室 (白石共立病院1階)	担当者	武富 勝司
	ご利用時間	平日 8:30～17:30 (木曜午後除く)
	ご利用方法	面接等
	電話番号	0952-84-6060
	その他	院内設置の意見箱
(措置の概要) 苦情・相談等の内容を十分に聞き、内容を明確にし、必要に応じて調査・確認等を行い、改善等必要と認められる場合は、対応を図るとともに改善策を講じ、苦情受付書に記録し報告する。		

10. 具体的取扱い方針

通所リハビリテーション（介護予防・介護給付）提供に当たり、自宅療養中の運動機能障害を持つ介護を必要とする方に対し、機能低下防止・日常生活動作の維持・および社会参加を図り、さらに高齢者の介護をしている家族の方の介護負担を軽減することで、家族介護のゆとりと意欲を継続していただくことを目的とする。

利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ通所リハビリテーションサービス計画の原案を作成する。

居宅サービス計画に基づいた指定サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

通所リハビリテーション計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により利用者の必要に応じた通所リハビリテーションサービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合、又は利用者が介護保健施設への入所を希望する場合には、介護保健施設への紹介その他の便宜を図る。
医療機関入院・介護保険施設入所になった場合には、3ヶ月の時点で終了にさせて頂く。（状況に応じては、早い段階で利用を中止させて頂くこともある。）

介護保健施設等から退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、通所リハビリテーション計画の作成等の援助を行う。

通所リハビリテーション等は医療サービスですので当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、また医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重する。

通所リハビリテーション計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて通所リハビリテーション計画を作成する。

11. 業務継続計画

事業実施時に火災や天災等の災害が起こった場合、利用者の避難誘導を行い安全を確保する。

①有事の際は法人の事業継続計画に従い、必要な措置を講ずる。

②事業所は従事者に対し、事業所継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための、次の措置を講ずる。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を年12回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を作る。

③従業者に対し虐待防止のための研修を年1回定期的に実施する。

④上記①～③までを適切に実施するために担当者を置く。

1 3. 身体的拘束について

利用者または他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き身体拘束等を行わない。

身体拘束等を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

1 4. 衛生管理

サービス提供に必要な設備、備品等は衛生的な管理を行う。

事業所は感染症の発生・まん延を防止するために次の措置を講ずる。

①白石共立病院感染対策委員会からの各種情報について従事者に周知徹底を図る。

②感染症対策に関わる指針及びマニュアルに基づき適切に対応する。

③従事者に対し、感染対策に係わる研修を定期的実施する。

1 5. 秘密保持

業務上知り得た利用者又その家族等の秘密は、スタッフ在職中及び退職後も守ります。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行う。

1 6. 事故発生時の対応

利用者に対して、通所リハビリテーションを提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

1 7. 通所リハビリテーション利用日の診察（投薬・検査を含む）について

*基本的に通所リハビリテーション利用日には急性増悪の場合などやむを得ない場合を除いて、診察・投薬・検査等は受けることができない。通所リハビリテーション利用日以外で通常通り、外来診察を受けて下さい。また、処置(創傷、皮膚異常、褥瘡)などがある場合も外来受診をしてください。(この場合、通所リハビリは利用できません。)